

第8回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月25日(金) 午後13時55分～午後15時05分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 西村 恒男 2番 矢頭 恵造 3番 藤本 賢治 4番 原 泉
5番 欠 席 6番 平山 正幸 7番 欠 席 8番 小俣 好三
9番 小宮 広督 10番 久嶋 昇 11番 安藤 睦美 12番 小俣 英二
13番 三枝 正幹 14番 庄司 有紀

欠席者 5番 山田 政文委員 7番 斧田 孝久委員

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第21号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
める件

議案第22号 農地法4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求
める件

議案第23号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求
める件

議案第24号 非農地証明交付申請に対し承認を求める件

議案第25号 農用地利用集積計画に対し承認を求める件

議案第26号 農業経営基盤の強化の促進法に関する基本構想の一部改正
について意見を求める件

日程第3 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦(欠席) 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 皆さんお揃いですので始めたいと思います。互礼を行いたいと思いま
す。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

只今より、令和5年第8回農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、7月20日の任命式及び臨時総会、ありがとうございました。

会長あいさつ、西村会長よろしくお願ひします。

会 長

こんにちは。猛暑の中お集まり頂きまして、ありがとうございます。

秋野菜などの時期なので、何かとお忙しいかと思われまふけど、お集まり頂きましてありがとうございます。

本委員会総会は、改選が行われまして、始めの総会で、自分なんかも議長が初めてなので、よろしくお願ひします。

新しくなられた委員の皆さんも何かと不安だと思ひますが、見様見真似で徐々に慣れて頂ければと思ひます。

分からないことが有りましたら、事務局の方に尋ねて頂きたいと思ひます。

それからコロナですが、一時は収まったような雰囲気でしたが、この猛暑の中で徐々に増加しているみたいでふ。

そんな中で本総会は、効率よく進めたいと思ひます。

本日の議事日程は、農地法3条・4条・5条の3件、それから非農地証明、農用地利用集積に対し意見を求める件などが有ります。

よろしくお願ひします。

事 務 局

続きまして、開会宣告。会長お願ひします。

会 長

本日は斧田孝久委員、山田政文委員が所用で欠席でふ。

小俣好三委員が遅刻の連絡が入っていますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事 務 局

続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願ひ致します。

議 長

規則に従ひ議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願ひ致します。議事の円滑な進行にご協力をお願ひ致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

併せると全部で〇〇〇㎡位の敷地になります。

その赤い所が3条の申請です。3条と言うのは、農地を農地のまま他の人に所有権を渡すと言う事が3条です。

〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、面積は併せて〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇〇です。

この場所は地籍調査により、宅地から田に変更された土地になります。

この土地について、一般の会社は農地を所有出来ないなので、隣接の耕作者に贈与すると言う申請です。

〇〇〇の南側は田になっておりますが、今は耕作していない状態です。畑のようになっておりまして、一体利用と言う事でそのまま譲りたいと言う事です。

5ページに写真が有るのですが、この時期で、もう田圃の様相は今現在ありませんが、三角の角ですね、コンクリのされている所の角の所がほんの一寸だけ農地が残っていた。それをその奥の所有者の人にそのまま贈与で譲りたいと言う申請になります。

これは農地を農地のまま譲ると言う事ですので、3条の申請となります。

次は4条ですけど、議案書の2ページなりますけど、6ページの写真を併せて見て頂ければと思います。

同じく〇〇〇〇番〇外〇筆、面積は併せて〇〇㎡です。

整理がつかなかった農地のうち、4筆は旧所有者から昭和〇〇年頃に内々で買った経緯があり、時効取得で農地を所有した〇〇〇〇が、駐車場みたいになっているのですが、こんな状態になってしまっているので、地目を正しくしたいと言う申請です。

5条も同じなのですが、譲渡人は〇〇〇になっています。

現所有者の〇〇〇さんから、売買で農地をここで買い上げ駐車場・資材置場にしたいという申請です。

実際にもうここは、前の所有者が違法にどんどんやってしまったという経緯が有りまして、そこを買い取った事により地目をここで変えなければいけないと言う事になっていると言う事です。

ここまで説明して来ましたが、一寸この案件は非常に筆数も多くて、面積も全体から見ると広い面積であると言う事で、複雑な申請になります。

申請までに〇年かかったと言う申請になりますけど、この件についてご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願ひします。地区担当委員の原 泉委員にお願ひします。

原 委員 8月18日金曜日に9時10分頃、今、〇〇〇〇さんが入っていますがここへ行きました。

主査それから事務局、それから西村会長とご足労かけまして、現地はです、一面がセメントで覆われています。

図面で見るとな形には、目では見えません。

判断が一寸難しいのですが、周辺が畑に覆われていて何処がどうなっているか、1本川が有るのですが、川も一寸移動になっているような感じなのです。

図面と見比べるという訳にも中々いなくて、一応周りを見ました。

申請の内容は3条の筆数は〇有るのですが、これは〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇〇さん、これは地元の方でここに土地を殆ど持っていた方です。

この方に譲り渡すと言う内容の3条です。

それから、4条について、〇〇の〇から〇〇の〇まで〇筆有ります。

これは〇〇〇〇さんの申請になっています。

それから、第5条については、譲渡人が〇〇〇さん、この方もここに土地を持っている方です。

この方が、譲受人が〇〇〇〇さん。地目を変えと言う事の話が、ここに有ると思うのですが、私も一寸現場の立ち合いをしました。

3年前に初めてこの件を言われて、私も農業委員になったばかりで、この辺の事を〇〇〇〇さん〇〇〇〇〇さんそれからもう一人〇〇さん、3名に20年か30年位前の様子を一人1時間位ずつ聞いて歩きまして、昔はどうなっていたのか、その辺の話も聞いたりして、今回になった訳です。

事務手続きが一寸、その話をしてから3年、先程、主査がおっしゃった

ように3年経つのですよこの現場は、それで私の方からも何度も早くきちんとした形にしたいと言う事は、何回も担当の方をお願いをしておいたのですが、ようやくこれで一応格好にはなるのかなと思うのですが、そんな説明で申し訳ないのですが、ご協議よろしくをお願いします。

議長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決致します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第24号

議長

続きまして、議案第24号非農地証明交付申請に対し承認を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局

非農地証明と言うのは、先程一寸言いましたけど、竹木が繁茂して山林化してしまっているため、農地に戻すことが困難である、ほぼ不可能であると言う土地について、農地に当たらないと言う証明をして、適切な現状に合った地目に変更する手続きになります。

これは転用と言う形と一寸違って、こちらでもう農地に当たらないと言う判断をすると言う事で山林に変えると言う手続きです。

それでは、議案書の8ページ、9ページの地図と10ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番内〇外〇筆、地目は畑で面積は併せて〇〇〇〇㎡になります。

申請者は〇〇〇〇、場所は〇〇〇〇を〇〇方向に進みますと、今は廃業している〇〇〇〇がありました。

その道向かいの位置なのですが、実際は10ページの写真、航空写真を見て頂ければと思いますけど、〇〇〇〇となっていますけど、〇〇〇〇が有りまして、その向かいから直ぐ山になっていまして、入り口もとても行けるような所ではございませんでした。

山を登って行くと、そこから二つの土地、一寸広い土地なのですが、内1・内2なっていますので、この辺全てが山林になっていて、その中の内○・内○が農地であったと言う事で、これを正しい山林の地目に変えたいと言う事です。

周囲を含め、昭和60年頃から40年近く放棄されており、山林化している状態です。

これはもう航空写真から判断するしかないかと思いますが、以上、ご審議お願いします。

議 長 現地調査の結果ですが、事務局の説明のとおり現地進入不可能でした。地区担当の安藤睦美委員に補足説明が有りましたら、お願いします。

安藤委員 私もとりあえず見に行きました。あんなところに畑が有るのかなと言う感覚で、私、○○という所で生まれ育って、殆どそこに居る訳ですけど、丁度この写真で○○と書いて有る向かい側の方に同級生が居て、そこまではよく遊びに行ったり、もっと上までも遊びに行ったり、その当時も、60年も前にもそんな所に畑が有ったという記憶は無いのです。

そんな所にこれだけ広い所が有るのだと言う事を、今回初めて知りました。

非農地証明をもし出来たら、よろしくお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

何かございますか。

矢頭委員

矢頭委員 ここは農地だったと言う事は、大体驚きなのですが、その周辺にまだ農地が有るのですか。

事務局 先程も言ったように、周りはこの地番の番号の○○と言う土地が、周りには全て山林と言う地目になっていまして、その中に内○・内○だけ農地がこれだけぽつんと二つ続いて有る状態です。

実はこれ農業委員会の地図にはもう出てこないのですが、場所がこちらの地図にはないのですが、農林担当の方の林地台帳というものがありまして、そちらの方に載っていて、農地台帳は外れて林地台帳に載り移って

いるような場所です。

そこで土地の限定が出来たので、ここで審議と言う事になりました。

議 長 他に質疑のある方ございますか。

原 委員 実際に昔、戦後かなんかに畑で使っていたと言う証明は無いわけですね。

事 務 局 当然ここは畑だったと思います。

当時の事は分らないですけど、お蚕の桑か何かに使っていたのかなど、桑畑になっていたのではないかと言う事は想像できます。

昔から木が生えていたら、その対象には、農地改革とかその辺の時代になって来る。

恐らくとは思いますが、入り口が無いと結局こうなってしまうと思います。

議 長 他に何か質疑のある方、ございますか。

小俣委員

小俣委員 と言う事は何年も農作物は作って無いと言う事ですね。

もう自然に山林と言うか山になっているという状態で、何年か何十年か経ってここで申請したと言う事ですね。

事 務 局 一応規定で言われているのは20年以上放置していると、実際に行って見て木の太さかとか見れば、周囲の状況で20年以上たっていると言う事で非農地に判断できるという基準になっています。

またこれを農地に戻したとしても、そこでまた何年かすればこうなってしまうと言う事が明らかだと言う事が判断出来たら適用して良いと言う事になるかと思えます。

原 委員 今、植わっている木は、持ち主が植えた木もあると言う事ですね。

事 務 局 そこまで分らないですけど、本来、植林をすると言うのは、農地に植林をしてしまったら、これは違反転用になるのですが、違反転用の場合、管理をして、枝打ちなどをするとか、そうやって人が入って管理をしていると言う状態だったら、木を作るために農地を違反に使っていると言えるのですが、実際に入っていないし、入り口も無い所ですので、それを転用という訳にも一寸いかない所だと思います。

小宮委員 航空写真を見ると多分これ植林をした場所です。
いまさら何を言ってもしょうがない所だと思います。
本来なら畑の所に植えたと言う事はいけない事だと言う事ですね。
ただ分からないでやったのですかね。

事務局 要はもう入れない所なので、もう手を付けてないと言う処から、植林してもその後下刈りして管理していると言う状態ではないので、もう農地には戻れないと言う扱いで非農地にしたいと言う事です。
当然この辺は結構植林の跡が有るとは思います。それは認めたいとは思いますが、植林だけではないと言う部分が有って、手を付けていないと言う事、付けられないと言う事を含めて非農地扱いで行きたいという事です。

議長 他に質疑はございませんか。無いようですので、採決を致します。
只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2について、事務局に説明を求めます。
事務局 議案書8ページ、11ページの地図と12ページの写真を併せてご覧下さい。
申請地は、○○○○○○○○○○番外○筆、地目は畑で面積は併せて○
○m²です。
申請者は、○○○○です。
場所は、○○○から北に延びる林道○○○○の近くになります。
元々この土地は田として使われていた所ですが、12ページの航空写真を見て頂ければと思いますけど、元々、林道がもっと西寄りに有ったのではないかと思われる場所なのですけど、林道と農地が離れてしまっていて、その間に入っているのが全部山林です。
つまりこの農地に入る術がなくなっている土地になります。
こちらの反対側の方は、林道とこちらの縦に走る道路と境の真ん中には沢が流れていまして、沢を超える事も出来ないと言う事で、一方は崖、一方は山と言う、その間に挟まれてしまった農地と言う事になりまして、そのような所ですので、既に入る事が出来なくなっているため、周りの山

林の影響も有りまして山林化がどんどん進んでしまっている所です。新しい林道がずれ、田への進入が出来なくなったため、周囲を含め山林化が進んでしまった所です。

航空写真で一寸色が変わっている所が有りますけど、これは草ではなくて竹になっております。中に入るのは一寸不可能な土地になるかと思えます。

こういう状況で所有者も山林として正しい地目に変えたいと言う意向が有りまして、申請となりました。

以上ですけど、ご審議お願いします。

議長 こちらは現地調査を行っていますので、地区担当委員に補足説明をお願いします。

地区担当の平山正幸委員をお願いします。

平山委員 現地調査は事務局・会長が18日の金曜日に行かれたのですが、体調が悪くなっていかれなくて。

この土地は、実はこの申請の土地の周りの土地と言うのは、令和〇年の〇月に大月市農業委員会から非農地通知、ここはもう農地ではないですよ、だから林地に変えても良いですよという通知を送られて来て、周りについては法務局で登記をして山林になったのですが、8月に出ている四つの土地と言うのは、農振農用地で農用振興地以外の農用地は、通常は転用出来ないのですが、7月の農業委員会の時も同じような事案がございまして、今、国とか県もこの辺の処は結構寛大になっていると言う事らしいようです。

〇〇さん実は〇〇年前までは〇〇に、勿論〇〇が実家なのですが、〇〇年前までは〇〇に住んでおりまして、現在も〇〇に住まいが有るので、たまたまお父さんお母さんが〇〇に居りまして、お父さんが亡くなってお母さんだけになってしまって、要介護と言う事で10年前に〇〇に〇〇さんだけ単身で移っています。

ですから、もう〇〇さんの話ですともう50年位前に一応田圃をやっていたらしいのですが、もう手が掛けられなくて、担い手も居なくて〇〇で仕事をしていたので、してられなかった。

そこで、非農地通知を農業委員会から頂いたので、農用地内でもなんとか山林にする手段は無いかと相談を受けまして、私も農業委員会とか産業観光課の農林業担当に相談しましたら、非農地証明の通知を受ける事は出来るだろうと言う事ですので、この申請に至っております。

私と推進委員の 2 人で利用状況調査にて、ここはもう B 分類で山に通じると言う解釈で B 分類にして有りますので、特に問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何方かございませんか

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議案第 25 号

議長 続きまして、議案第 25 号農用地利用集積計画について意見を求める件を上程します。

この件は、産業観光課農林業担当の所管でありますので、農林業担当の條々 力君に説明を求めます。

條々主事 大月市産業観光課農林業担当の條々より、大月町真木地区における利用権の説明をさせていただきます。

まず、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について概略を説明させていただきます。

農地の貸借は、農地法 3 条が一般的に言われていますが、こちらの農業経営基盤促進法はそれに代わるものとして、利用権設定と言うものを行う事によって、農地法とはまた別に農地の貸借を許可するものとなっております。

農地法 3 条の場合は、面積の下限要件が有り、貸借の期間が満了した後にその農地の貸借が自動更新されるなどが有りますが、農業経営基盤強化促進法では、面積の下限要件は無く貸借の期間が満了した場合は自動更新されず、持ち主、地主に戻るような形になっております。

また、こちらの利用権設定の手順として、まず利用権の設定の関係で市町村への申請、それを農業委員会による承認、その後公告により効力が発生するという点で違ってきます。

今回審議する内容は、こちらの利用権の設定する農業者が市の策定した農業基本構想を満たしているかどうかになります。

その要件は、農地の全てを効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に従事すると認められるか、農業に対する意欲が有ると認められるか、等の内容で有ります。

これを踏まえ本案件を説明させていただきます。

今回、大月市内で農業を行いたいという形で、〇〇〇氏が対象農地〇筆、〇丸㎡の農地を新たに使用貸借するという内容になっております。

内容については、いわゆる自然農法にて、馬鈴薯・里芋・タマネギなどの露地野菜を栽培する予定でおります。

こちらの〇〇〇様は、大月市内での利用権設定はこれまでにありませんが、既に〇〇〇等で耕作をしており、更なる意欲を持って今回申請したとの事です。

グループで行っており、継続して耕作して頂けるものと思います。

以上により、利用権設定を行う事で、意欲のある農業者に農地の配分集積を行う事が出来、農業員会及び市の課題でもある農業振興に繋がると考えられますので、本案件を審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、現地調査を行っていますので、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当の平山正幸委員をお願いします。

平山委員 実は、この〇〇〇〇さんは私の同級生の妹さんで自然農法をやっておりました、〇〇で同郷の友人何人かで、條々さんに言って頂いたように、農業に慣れているのですが、〇〇の農地の近くに〇〇さんと言う友達がいる、〇〇でやっているのは、結構大勢いるらしいですね、それで〇〇さんと言うお友達と 2人で自由にやってみたい、そういう事で農地が無いかという相談を受けまして、〇〇〇〇さん、先程の非農地証明の地主の方ですけどお願いしました。

女性 2 人、自然農法らしいですが、元々種を取って欲しい方に譲ってあげる。

そういう農地的に使いたいと言う事でした。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何方かございませんか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、異議なしと決定致します。

議案第 26 号

議長

続きまして、議案第 26 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について意見を求める件を上程します。

この件も、産業観光課農林業担当の所管でありますので、農林業担当の條々力君に説明を求めます。

條々主事

農業経営基盤の強化の祖促進に関する基本的な構想の改正案について説明致します。

事前にお送りした資料があるかと思しますので、そちらのご準備をお願いします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想は農業経営基盤強化促進法第 6 条に基づき、本誌の農業施策の推進において、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいがあるものになるよう、概ね 10 年を目安とした、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的農業経営を育成する事を目的に定めたものです。

令和 5 年 4 月に施行された、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、山梨県の農業経営基盤の強化促進に関する基本構想が変更された事に伴い、当市の構想を変更するものであります。

内容については、事前に送付した資料の内、大月市農業経営基盤強化促進法に関する基本方針の改正点と言う 1 枚になっている物と、新旧対象表により説明させて頂きたいと思致します。

新旧対象表をお持ち頂きますが、1 ページ目の変更として、変更点は赤字で示しておりますけど、まず農業従事者クリヤ内目標とする年間農業所得を 150 万から 250 万となっておりますけど、こちら 500 万と言う内容に改正しております。

また、新規就農の現状について、年度の変更が有ります。

続きまして 2 ペーから 4 ページにかけて新規項目として、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等の項目を新たに追加しております。

内容としましては、農業を担う者の確保・育成に関する考え方や農業経営就農支援センターを改正運営方法、県・市の取り組みについて記されております。

続きまして 4 ページの内容につきましては、こちらは項目名を変更しております。

また、山梨県の集積目標を 46 パーセントから 66 パーセントに変更されておりますけど、大月市の目標については、これまで有った 12.8 パーセントのままになっており、その後の言動の部分を改正したものになっております。

県との協議の中で、計算式について改正前は記載して有ったのですが、特に必要ないと言う事で削除して有ります。

次に、5 ページから 8 ページの第 5、農業経営基盤強化促進事業について、地域契約事業に関する項目が追加されております。

内容については、農業経営基盤強化促進法の中に地域規約の作成と言うものが義務づけられておりまして、そう言った改正が有った事から規約作成の重要性や市や農業委員会の取り組み支援、関係機関の連携について記述されております。

主な改正点については以上となっております。

ご審議の方、よろしく申し上げます。

議 長

担当の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何方かございませんか。

原委員

原 委員 3年3月に同じようなものが出されて、皆さんで審議をした覚えが有ります。

内容が非常に難しく、果たして口を挟んで良い物かどうかと思います。

本市、大月市と言う所に本当にこれは合っているのかと言うのが一番肝心な問題になるのではないかと思いますので、その辺の事を満たして、例えば、農業協同組合と言う名前がこれにかなり出て来ますけど、農業協同組合が実際にどれ位の役割を果たして、色んな事をやっているのか、こういう事も問題になると思うのです。

私はあまり、農協が関連した事に色んな協力事業をやっている事は、あまり聞かないのですね。

ここではかなり農協が先頭に立つ一つとして、先頭に立って頑張るような形の物に見えているのですが、一番問題は、大月で農業を基本的にやるのだと言う若い方がどんどん入って来て、土地を使って貰うと言う考え方を推し進めるために、こういうものが有るのでしょうけれども、26年頃から令和3年位かな、1人位しかいない。新規の方が。

だから、これが一体どういう事を指しているのかな、と言う事になるのです。

その辺の、人数が入らないと駄目ですよ、1人位で何十年もやっているようじゃあ。

こう言う物は、法律が有って無いような物ではないか、こんなふうを考えるのですが、私、言い出せば止まらなくなるので、是非、大月に有った物を、こういう形の物を文章に纏めて是非出して頂きたいなど、一寸余計な事ですがそんなふうに分かる考え方を述べます。

條々主事 農業者が確かに、平成26年から令和4年まで1名となっているのですが、こちらの数字の根拠と言うのが、県の方に毎年、新規就農者が何名居りますかと言うものを回答する物が有りまして、こちらの積み上げを基に算出しております。

一応こちらですと確かに1名なのですが、例えば今、最近〇〇に

居る〇〇さんですとかそういった方々も居りまして、そういった方々が、こんなことを言うのもなんなのですけど、正式に農地の契約みたいな物をされていないので、非公式な存在みたいな形になりますので、言うなれば公式としては確かに 1 名なのですけども、実際に農業を始めようと言う人は何人かいるのですね、例えば農業協力隊なども入れたりしていますので、数字としては確かに 1 名なのですけど、一応、市としても対策として色々と講じては居りますので、ご了承頂ければと思います。

事務局

付け加えますと、新規に入ってくる人って、ではどういう人を指すのかと言うのが色々有るのですけど、色々規定が厳しくて、例えば働いていて、家に戻って来て、退職したから実家に戻って来てやると言うのは入らないとか、本当に新たにどっか学校を卒業して就職ではなくて農業をしようと言うのは、結構色々規定が厳しくて、実際に農業を始めている人はもっと居るとは思うのですけど、ここに出せるようなところ迄、要は生業になる位迄農業をしているとか、そういう結構基準が難しく、そういう数字でここには出てきてないから 1 人となっていると思いますけど、実際はもっと当然居るとは思います。

新たに農業をしたいと言う人は、この審議に出てきたところも結構新たにやりたい人は居ますので、ただ 100 m²とか 200 m²のレベルで新規就農とまでは一寸報告できない部分も有るので、そういう面で少し人数は実際よりかここで出て来る 1 人と言う事は、実際はもっと居ると言うふうにこちらでは思っています。

議長

他に何方かございませんか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、異議なしと決定致します。

程第 3 その他

議長

日程第 3 その他を議題と致します。

委員の皆様からございますか。

無いようですから、事務局からございますか。

事務局 (諸連絡)

議長 本日の日程は全て終了致しました。
議事進行にご協力ありがとうございました。
職務代理から閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ご苦労さまでした。
最初の農業委員会と言う事で、初めての方は大変緊張したかもしれ
ませんが、こんな形で進めていきますので、よろしくお願ひします。
以上をもちまして、総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和5年8月25日

議事録署名委員と共に署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員